

ご契約について

〈別表2〉対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

■保険金額の設定方法について

保険金額は、団体(企業)が定める弔慰金・死亡退職金規程等の諸規程の支給金額以下で設定します。

なお、保険金額の設定方法には、年齢・報酬額・職種・職階等の客観的基準で組別し、組別ごとに同額とする方法や規程の金額以下で加入者全員一律とする方法等があります。

■保険料について

本保険契約の保険料は、ご契約時に選択された下記のいずれかの払込方法に従って、所定の払込期日までに当社の本店または当社の指定した場所にお払い込みいただくことを要します。

・保険料払込方法 ... 月払(毎月払、6ヵ月一括払、12ヵ月一括払)

■被保険者への同意確認と請求時の了知について

《被保険者への同意確認》

本保険においては、保険契約者である団体(企業)が、被保険者になるようとする者へ契約の内容を周知し、加入にかかる同意を確認する必要があります。この同意確認を行わなかった保険契約の部分は、無効となり保障されません。確実に加入対象者全員へ周知の上、同意を確認してください。

《請求時の了知》

死亡保険金(高度障害保険金、障害給付金、入院給付金)受取人を被保険者の遺族(被保険者本人)以外に定めた場合、またヒューマン・ヴァリュー特約を付加した場合には、死亡保険金(高度障害保険金、障害給付金、入院給付金)の請求に際し、被保険者の遺族(被保険者本人)の了知が必要となります。

了知は、死亡保険金(高度障害保険金、障害給付金、入院給付金)請求書の了知欄への被保険者の遺族(被保険者本人)の署名・捺印により確認させていただきます。

■特約について

《ヒューマン・ヴァリュー特約》

この特約は、特約の保険期間中に被保険者が死亡または所定の高度障害状態になった場合に、代替雇用者の採用・育成費用等の団体(企業)が負担すべき諸費用の財源確保を目的とし、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を契約者へお支払いします。

なお、特約保険金額は、主契約保険金額以下で主契約と同額、またはその10%刻みで設定し、1被保険者に対する特約保険金額の最高限度額は2,000万円です。

《災害総合保障特約》

この特約の支払基準となる特約給付金額は、主契約保険金額以下で、かつ団体(企業)の対象規程に定める支給金額以下で、主契約同様、組別・一律方式等で設定し、1被保険者に対する特約給付金額の最高限度額は1,000万円です。

■保険金・給付金をお支払いできない場合があります

保険金・給付金の支払事由が発生しても、次のような場合にはお支払いができない場合があります。

- ◆保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、当社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げ、ご契約またはご契約のその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - ◆保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取る目的で事故招致をしたときなど、重大事由に該当し、ご契約の全部または一部が解除されたとき
 - ◆保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされたとき、または、保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされたとき
 - ◆当社に保険料のお払込がなされずにご契約が失効し、失効日以後に支払事由が生じたとき
 - ◆約款および申込内容等により定められた加入資格のない方が含まれていたために、ご契約のその方の部分について無効になるとき
 - ◆被保険者が既に退職されている場合など、被保険者の資格を失っているとき
 - ◆各支払事由ごとに免責事由に該当したとき
- 詳しくは、ご契約のしおり、約款をご覧ください。

■保険契約の締結、更新または復活の際に、当社が被保険団体の保険事故発生率が特に高率であると認めた場合には、当社の定めるところにより特別保険料を徴収することがあります。

■税務上の取扱(2019年8月1日現在)

税務のお取扱に関しましては、所轄税務署または関与税理士などの専門家に必ずご確認ください。また税制は将来において変更されることがありますのでご注意ください。

《保険料について》

法人が負担した保険料は、全額損金に参入できます。(法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2)

■生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して、当社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができますので生命保険募集人の身分、権限などに関しましてご確認をご希望の場合は、下記までお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

ジブラルタ生命 コールセンター 0120-37-2269

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00

(日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

■引受生命保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が引受割合の範囲において削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820 ホームページアドレス: <http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。

■ご契約の際には、ご契約のしおり、約款を必ずご覧ください。

お問い合わせ先(担当者)

[引受保険会社]

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

団体保険サービスセンター 0120-700-992

受付時間 9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

ジブラルタ生命のホームページ

www.gib-life.co.jp/

無配当総合福祉 団体定期保険

団体(企業)の定める福利厚生規程(弔慰金規程・死亡退職金規程等)の
支払財源としてご利用いただけます。
(ご契約にあたっては、対象となる福利厚生規程の写しをご提出いただきます。)

◆特徴

保険料は全額 損金算入

団体(企業)が負担する保険料は全額損金算入できますので、法人税・事業税・住民税が軽減されます。※最終ページ「■税務上の取扱」を必ずご確認ください

お申込み手続 は簡単です

医師による診査は不要で、健康で正常に勤務されている方であれば、告知のみでお申込みいただけます。

1年ごとの 契約更新

保険期間は1年で、以後お申出のない限り更新して継続します。
[注]無配当総合福祉団体定期保険契約の更新時は、10名(第I種団体の場合)の被保険者数が
必要です。更新時に被保険者数が10名を下回った場合、保険契約を更新できません。

ヒューマン・ヴァ リュー特約

所属員に万一のことがあった場合に、団体(企業)に必要な様々な
諸費用の財源を保障します。

災害総合保障 特約

団体(企業)が定める障害給付規程・入院給付規程等に基づいて保障
します。(障害給付金・入院給付金)

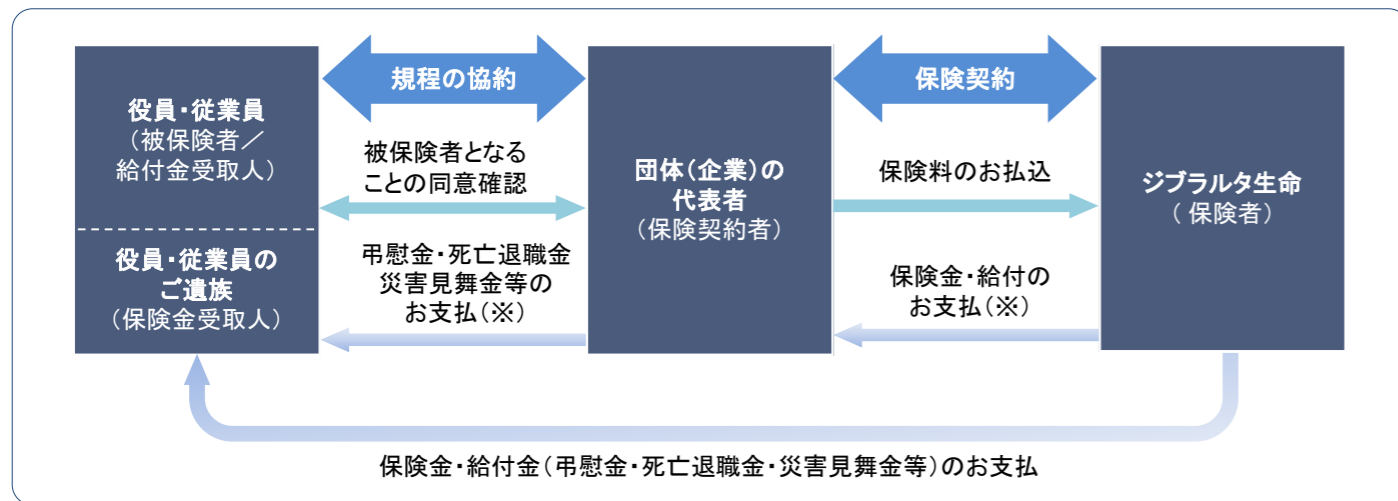


◆ご契約のしくみ

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	主契約・特約	給付金・ 保険金の受取人
団体(企業)	被保険者となることに同意した 役員・従業員 契約締結時最低被保険者数 10名(*1)	主契約	対象規程上の受給者(*2)
		ヒューマン・ヴァリュー特約	契約者
		災害総合保障特約	主契約に準ずる

*1 上記の最低被保険者数は事業会社、労働組合等(第I種団体)における人数です。詳しくは当社担当者にご確認ください。

*2 保険金・給付金の受取人について・・・被保険者の同意を得る事によって保険金・給付金の受取人を保険契約者とすることができます。



※保険契約者経由のお支払の場合、保険金(給付金)請求の際、被保険者のご遺族(被保険者本人)の了知が必要となります。了知は請求書への被保険者のご遺族(被保険者本人)の署名・捺印により確認させていただきます。

◆商品のしくみ

主契約・特約	給付金・ 保険金種類	支払事由(概要)	支払金額
主契約	死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	次のうちいずれか小さい金額(*2) ①当初設定した保険金額 ②「対象規程」に基づく支給金額
	高度障害保険金	被保険者が加入日以後の傷害または疾病により、保険期間中に当社所定の高度障害状態(*1)に該当したとき	
ヒューマン・ ヴァリュー特約	特約死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	次のうちいずれか小さい金額(*2) ①特約保険金額 ②主契約で支払われる保険金額
	特約高度障害 保険金	被保険者が加入日以後の傷害または疾病により、保険期間中に当社所定の高度障害状態(*1)に該当したとき	
災害総合 保障特約	障害給付金	被保険者が保険期間中に加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に当社所定の身体障害状態(*3)に該当したとき	次のうちいずれか小さい金額 ①特約給付金額 × 給付割合(*3) ②「対象規程」に基づく入院 1日あたりの支給金額 ※同一の事故または同一の保険期間において通算して10割を限度とします。
	入院給付金	被保険者が保険期間中に、加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に5日以上入院したとき	次のうちいずれか小さい金額 ①特約給付金額 × 1.5 / 1000 × 入院日数 ②「対象規程」に基づく入院 1日あたりの支給金額 ※同一の事故につき通算して120日を限度とします。

*1 高度障害状態については「<別表2>対象となる高度障害状態」をご覧ください。

*2 ②が①を下回る場合は、該当被保険者の加入日または死亡日(もしくは高度障害状態に該当した日)の直前の更新日のいずれか遅い日に遡って保険金額の減額があったものとして取扱います。

*3 身体障害状態の範囲・給付割合については「<別表1>給付割合表」をご覧ください。

※上表の支払事由は概要について記載しております。詳細はご契約のしおり、約款をご覧ください。

◆被保険者の範囲とご加入年齢の範囲

被保険者の範囲	ご加入の際、健康で正常に勤務されている団体(企業)の所属員(従業員)の方で、加入に同意された方
新規加入年齢	継続加入年齢
満14歳 6ヵ月超 満70歳 6ヵ月まで	満75歳 6ヵ月まで

[注] 年齢によりご加入(ご継続)いただける保険金額を制限させていただく場合があります。詳しくは当社担当者にご確認ください。

◆設計例と保険料例

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
主契約保険金額	500万円	500万円	300万円
ヒューマン・ヴァリュー 特約保険金額	なし	500万円	300万円
災害総合保障 特約保険金額	なし	なし	300万円

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
保険料例 I 被保険者20名 (男性15名・女性5名) 全員40歳(※)	月額保険料	20,700円	37,400円
	年間保険料	248,400円	448,800円
保険料例 II 被保険者100名 (男性80名・女性20名) 全員40歳(※)	月額保険料	59,000円	107,000円
	年間保険料	708,000円	1,284,000円

※上記年齢は保険年齢であり、ご契約日(毎年の更新日)を基準として、1年未満の端数について6ヵ月を超えるものは切り上げ、6ヵ月以下のものは切り捨てて算出します。

<別表1> 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第A級	1.1 上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 2.10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 3.1 肢に第B級の6から8までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第B級の6から8までまたは第C級の14から18までのいずれかの身体障害を生じたもの 4.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第B級	5.1 眼の視力を全く永久に失ったもの 6.1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 7.1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 8.1 手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 9.10 足指を失ったもの 10.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第C級	11.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 12.言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 13.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 14.1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 15.1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 16.1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 17.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 18.1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 19.10 足指の用を全く永久に失ったもの 20.1 足の5足指を失ったもの	3割
第D級	21.1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 22.1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 23.1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 24.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 25.1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 26.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 27.1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 28.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 29.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第E級	30.1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31.1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 32.1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 33.1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 34.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 35.1 足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 36.1 足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割